

大阪府立東大阪支援学校同窓会規約改正のお知らせ

令和５年１２月の臨時総会（書面開催）にて「同窓会規約の改正」についてご意見をいただきました。２１２枚の返信があり、賛成１８７、反対８、無記入１７でした。その結果、議案が可決され、同窓会規約を改正いたしましたので、ここにお知らせいたします。新規約は令和６年２月１日より適用いたします。返信用はがきにてご意見をくださった皆様ありがとうございました。

同窓会規約の改正により、今年度以降は会費を徴収しません。今後の卒業生へは、ホームページ等を活用して同窓会の案内をいたします。

今回の臨時総会にて「お知らせ方法のご希望」についても確認させていただきました。ホームページを選んでいただいた方へは来年度以降、はがきは送付せず、ホームページを確認していただくかたちとなります。５月上旬頃までにホームページにお知らせを掲載する予定です。また、ご意見欄（自由記述欄）にてお知らせは不要と記載いただいた方へもはがきは送付しません。はがきを選ばれた方、無記入の方、お返事のなかった方へは、来年度もはがきを送付いたします。ホームページを選んでいただいたり、ご意見欄にお知らせは不要と記載していただいたりした方でも、無記名だった方は個人の特定ができないため、はがきを送付いたします。はがきが不要の場合はまた学校へご連絡ください。

大阪府立東大阪支援学校同窓会規約改正

現行規約	新規約
第四章（会費） 第八条 本会の会員（正会員・特別会員ともに）は会費を納めることとし、一人卒業時 金 3,000 円の終身会費とする。 第九条 本会の運営は会費と善意の寄付により、必要に応じて特別会費を徴収することができる。 第十条 本会の会計年度は、４月１日より翌年３月３１日までとする。	第四章（会費） 第八条 本会は会費を徴収しない。 第九条 本会の会計年度は、４月１日より翌年３月３１日までとする。

※現行規約の第九条がなくなったため、現行規約の第十条以降については新規約では一つ繰り上がっています。

例）（現行）第十条 → （新）第九条